

職員の意識改革

職員の公金に対する意識を高め、綱紀保持及び法令遵守に対する職員の倫理意識を向上させるため、次のような方策を講じる。

1. 綱紀保持基本指針の改正（平成19年3月30日・知事通達）

「第1章 職員の倫理行動規範」に以下を追加

- ・ 職員は、職務の遂行に当たっては、法律、条例その他関係法令を遵守し、適正かつ効率的に執行しなければならない。特に公金の管理について、公金が府民全体の貴重な財産であることを深く認識し、適正に行わなければならない。

「第2章 職員の倫理行動基準」に「3 適正な事務処理の確保」を新設

- ・ 事務執行及び会計事務処理に当たって、適正に事務を行わなければならない。
- ・ 職員は、会計事務処理に当たっては、安易に前例踏襲することなく、適正に行われているか常に点検を行う。
- ・ 職員は、不適正な会計事務処理又は不正・不祥事を知ったときは、直ちに管理監督者に報告し、管理監督者は、隠蔽することなく顕在化させ、迅速かつ適切に対応しなければならない。

第3章を「実行性の確保」とし、以下を追加（現行第3章「綱紀保持方策」）

- ・ 職員は、指針の遵守状況についてチェックリスト等に基づき自己点検を行うとともに、研修への参加等を通じて倫理意識の向上に努めなければならない。

職員の自己点検、倫理監督員の遵守状況把握、部局綱紀保持推進委員会

5月中旬に実施（6月上旬に状況報告）

2. コンプライアンスの充実

(1) コンプライアンス意識アンケート調査の実施

全職員(警察本部、府立学校教員は除く)を対象に、職場におけるコンプライアンス意識等に関するアンケート調査を庁内ウェブページ(Cキューブ)により実施し、今後の法令遵守の推進方策に反映する。

(2) 内部通報及び相談について、匿名による受付を実施（3月28日・要綱改正）

3. 人事の活性化

職員の意識改革及び職場の活性化を図るため、人事異動において「本庁のみ」、「出先機関のみ」といった配置がないよう柔軟な配置に取り組むなど、本庁・出先機関の人事交流を定着させていく。

4. 倫理・会計事務研修の充実

所属長・管理職のコンプライアンス意識改革研修

時期：4月19日、対象：部長級・次長級、所属長等管理監督者

伝達研修必須（6月末まで。5月中旬に伝達研修用資料配布。）

全職員を対象とした討論型のコンプライアンス職場研修

時期：5月中、対象：本庁・出先の全職員（警察本部、府立学校教員を除く）

時間：1～2H、内容：今回の問題等について、各職場でグループ等の小単位により討議
4月26日又は27日の説明会において、研修教材等を示す。

6月上旬までに、開催状況を報告。

昇任時の倫理・会計事務研修

対象・時期：新任課長級・5月10日、新任課長補佐級・6月12日、新任主査級・6月20日

内容：公務員倫理、会計事務の留意点

会計事務に関する討論型研修

時期・回数：7～8月（3ブロック各1回）対象：会計事務に携わる職員

時間：1日・2H、内容：参加者が対話しながら会計事務の知識を深める

会計事務研修の充実

- ・ 出納員、会計員及びグループ長を対象に、不適正事案や間違いやすい事例など具体例を踏まえ
研修内容を充実するとともに、時期を早めて実施（9月 8月）
- ・ 会計事務（基礎）研修（6月及び3月）について、希望者が参加しやすいよう実施回数を増や
す（各2回 各3回）

会計事務の適正化に向けた方策

会計事務を適正に執行するため、次のとおり自己検査及び検査・監査等のチェック機能の充実強化を行うとともに、協議会等にかかる取扱いの明確化を行う。

1. 会計事務に係る点検・検査の充実

(1) 所属における点検の徹底

財務規則の運用及び自己検査マニュアルを改正し、次の事項を新たに義務付ける。

- ・ 所属長が半期ごとに自己検査を実施し、結果を会計局へ報告する。
 - ・ 所属長がチェックリストに基づき金庫内を検査し、結果を会計局へ報告する。
- 職場における現金等の保管・管理にかかる留意点(平成19年3月30日・出納長・総務部長通知)
- ・ 小口支払基金、資金前渡によるもの、現金による収納金等を除き、職場には原則、現金を置かないこととする。
 - ・ 所属長が異動の際は、新旧所属長立会いの下、金庫内をチェックし、保管物リストを作成の上、文書で引き継ぐ。等

(2) 会計局による検査の充実

実地検査における金庫内等の現物確認の強化(昨年12月より実施)に加え、以下の検査を実施する。

- ・ 協議会等への負担金支出について、事業報告、収支決算書、監事監査報告等を確認する。
- ・ 予算執行機関以外の事務所及び予算執行機関の支所等についても検査を行う。
- ・ 取引頻度が高い業者等については履行内容を検証する。

(3) 巡回チームによる調査の実施

会計局内に専任の特別検査グループを設置し、以下の検査及び相談業務を行う。

- ・ 全ての所属を対象に特別検査を実施する。
- ・ 金庫内の点検や公金の管理、非常勤雇用等の履行状況等について確認を行う。
- ・ 日常業務・会計事務等についての意見交換を行い、今後の会計制度等に反映する。

2. 協議会・親睦会等の会計事務の適正化 (平成19年3月30日・総務部長通知)

(1) 協議会等団体の会計事務にかかる取扱基準

協議会等団体の会計事務について、以下の基準を定め、公費に準じた適正な処理を行うとともに、組織的な管理体制を確立する。

- ・ 金融機関に預貯金口座を設け、支出は口座振替により行うなど、現金による管理は行わない。
- ・ 通帳及び届出印等は複数の担当者に分けて保管し、支出後の確認を複数人で行う。
- ・ 所属長は、口座の開設状況、通帳・届出印等の保管者及び残額等を部局に報告する。報告された情報は部局により管理し、会計局及び監査委員事務局への情報提供を行う。

(2) 親睦会等の会計事務の取扱い

職員による任意の親睦会及び幹部会等の会計事務についても、口座による管理、通帳・届出印等の複数担当者による保管、複数人による定期的確認及び口座状況の部局への報告等の取扱いを示し、組織的な管理を行う。

3 . 監査の充実強化

小口支払基金及び郵券等について、金庫内の実地検査を徹底する。

平成 10 年 4 月以降に新たに裏金が生み出された所属に対し、随時監査を実施する。

府が行う協議会等団体の会計報告等の調査結果についても監査の対象とする。